

京丹後市美しいふるさとづくり審議会

答 申

平成 28 年 12 月 21 日



## 【答 申】

### 1 京丹後市美しいふるさとづくり条例（平成 16 年条例第 162 号）の全部改正について

（別記）京丹後市美しいふるさとづくり条例（案）のとおり

### 2 京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則（平成 16 年規則第 123 号）の全部改正について

（別記）京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則（案）のとおり

### 3 環境保全地域の指定について

市長は、活動の主体が定める一定地域内における美化、啓発及び体験の各活動を定めた環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画を環境共生自主計画として承認し、当該承認地域を環境保全地域（環境共生推進地域）として指定し、告示するものとされたい。

この場合において、市長は、計画の承認を受けた活動の主体は環境共生活動推進主体として認定し、承認計画に基づくこの活動を支援するよう努めるものとされたい。

また、環境保全地域（環境共生推進地域）の指定を受けた区域のうち、市長、又は当該推進主体がその管理権限を有する区域であって、市長が特に重要な自然環境を保護する必要があると認める区域にあつては、特別保護区域に指定できるものとし、承認計画に基づきその監視、指導にあたらせるものとされたい。

なお、地域の指定、権限の付与及び禁止行為の規定にあつては、他の関係する法令及び条例の規定に重複することのないよう、十分な配慮を要するものとする。

## （目次）

第 1	政策形成の説明	・・・	4
第 2	京丹後市美しいふるさとづくり条例（案） 改正案の概要説明	・・・	6
第 3	京丹後市美しいふるさとづくり条例（案） 主要規定の説明	・・・	10
第 4	京丹後市美しいふるさとづくり条例（案）	・・・	13
第 5	京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則（案）	・・・	19

## 第1 政策形成の説明

### 1 市の環境施策に係る根拠の現状

- (1) 京丹後市美しいふるさとづくり条例（平成16年条例第162号）（以下、「条例」。）により自然環境保全並びに市内美化の推進を規定している。
- (2) 条例では、責務を分かち合い、皆が協力し市域の美化に取り組むこととしている。
- (3) 第1期京丹後市環境基本計画（21年度～）により関係事業を推進している。
- (4) 自然・生活環境、循環型社会、産業、地球環境、教育を総合的に対象としている。
- (5) 京丹後市環境基本計画では、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化を目指し、体系的な取り組みを推進している。
- (6) 第2次京丹後市総合計画（27年度～）においては、美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちを基本目標に、関係施策を展開している。
- (7) 自然資源を守り、持続可能で豊かな環境未来都市づくりを進めるとしている。

### 2 現状における運用的課題

- (1) 京丹後市環境基本計画の運用が当該計画推進委員会側業務に集約される一方、条例側は限定的な規定にあり、条例の理念、審議会等で運用不行届きの状態を招いている。
- (2) 条例は、平成13年旧網野町で施行された条例を承継しているもので、今日まで改正のない状態であり、従来どおりの指定区域の管理等において限定的に運用されている。
- (3) 第1期環境基本計画の総括、第2期環境基本計画の策定を控え、進捗管理と客観的評価を行う付属機関を必要としている。
- (4) 市の施策検討にあっては、環境対策の優先順位が劣後し、執行が後回しになる懸念。
- (5) 保全意識の醸成、活動・行動の活性化、活動主体の育成が必要とされている。
- (6) 市、自治会が管理する区域、土地にあって、特に保護、保全、社会的利用の推進を図るべき地域においては、市民主体による活動が促進される体制づくりが必要。
- (7) 地球温暖化防止対策等、自治体の枠を超えた環境保全への配慮も必要とされている。

### 3 改正趣旨とする規定、基本理念

- ・京丹後市まちづくり基本条例（平成19年条例第54号）第5条第5号

「美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり」

京丹後市の自然環境に暮らす市民等にあっては、京丹後市域の恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、これを保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

一人ひとりが環境の有限性を深く認識し、環境に接する全ての者の参加と協働によって自らの行動及び活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められている。

このような認識のもと、京丹後市美しいふるさとづくり条例及び施行規則を定める。

#### 4 条例の構成

- (1) 京丹後市まちづくり基本条例に基づく「美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり」実現のための目的、及び用語の定義
- (2) 市、市民等、事業者、所有者における責務を規定
- (3) 京丹後市全域に向けた、環境保全のための行動指針（努力義務）を規定
- (4) 総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（環境基本計画）の策定を規定
- (5) 市民の主体的かつ能動的な活動促進のための自主計画の策定と承認を規定
- (6) 市長による環境共生推進地域の指定、及び環境共生活動推進主体の認定を規定
- (7) 環境共生推進地域のうち、市等管理権限保有区域は特別保護区域とすることを規定
- (8) 関係法令、財産権、地球環境等、所管範囲を超える権限・対策への配慮を規定
- (9) 地方自治法に基づく附属機関のほか、環境基本法に基づく機関として審議会を規定
- (10) 環境対策全般、基本計画の管理等を審議会の所掌事務に加え、規定

#### 5 関連する法令等（改正案への引用、又は適用除外）

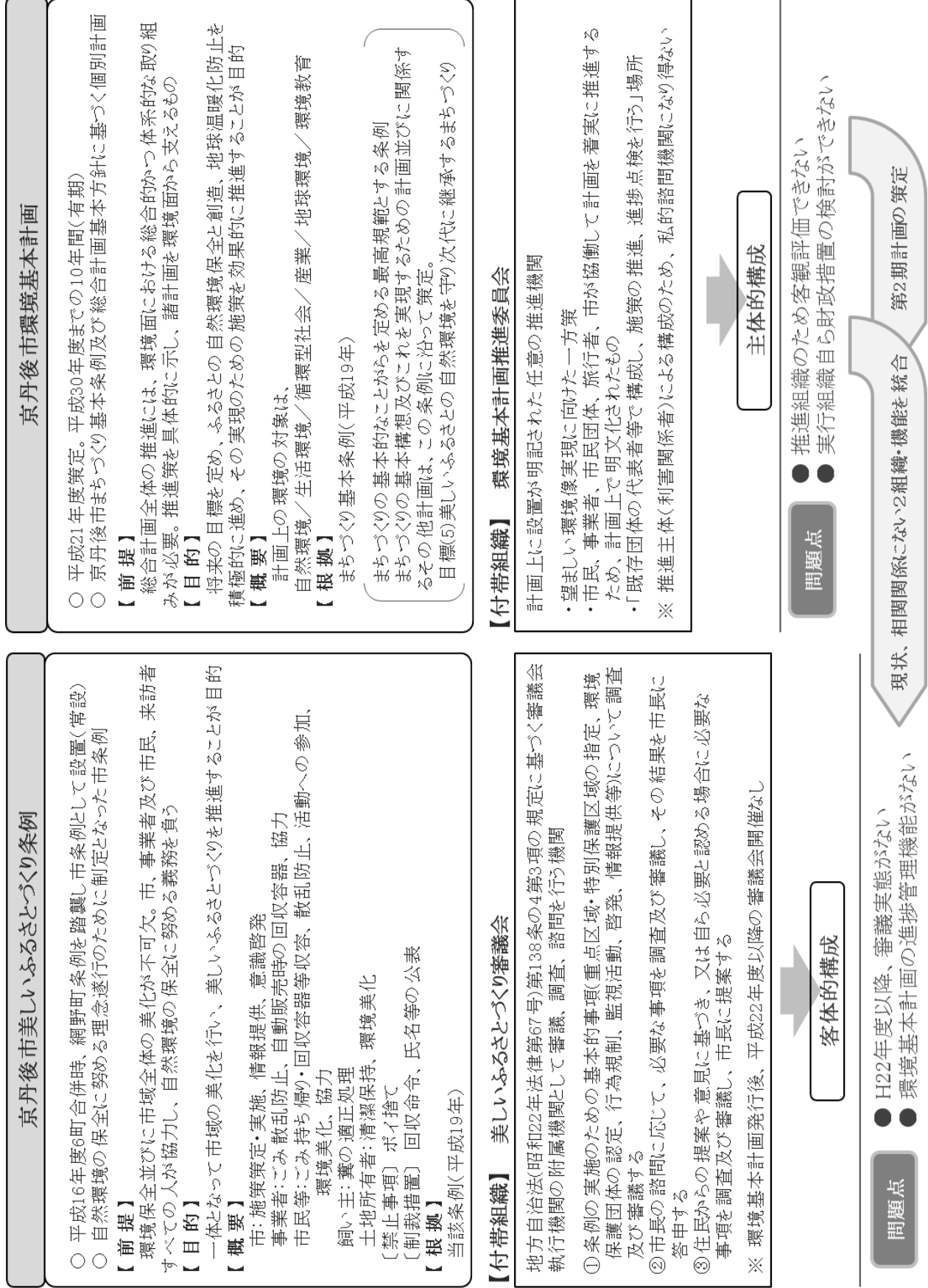
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）／環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）／自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）／自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）／文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）／生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）／鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）／温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117 号）／オゾン層保護法（昭和 63 年法律第 53 号）／フロン排出抑制法（平成 13 年法律第 64 号）／エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）／廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）／資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号） 個別リサイクル法／森林法（昭和 26 年法律第 249 号）／湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）／大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）／水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）／騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）／振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）／悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）／土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）／農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）／下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）／浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）／都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）／環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）
- ・京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）／京都府景観条例（平成 19 年京都府条例第 15 号）／京都府絶滅のおそれのある野生生物保全条例（平成 20 年京都府条例第 51 号）

#### 6 京丹後市美しいふるさとづくり審議会 審議状況

第 1 回 平成 28 年 11 月 14 日

第 2 回 平成 28 年 11 月 28 日

## 第2 改正案の概要説明



# 「京丹後市美しいふるさとづくり条例」 新旧概要比較（案）

## 現 行 版

- 平成16年度6町合併時、網野町条例を踏襲し市条例として設置
- 自然環境の保全に努める理念遂行のために制定となった市条例

【目的】美しいふるさとづくり  
豊かな自然環境保全／一体となった市域美化

【責務】環境保全と美化

市／事業者／市民等／飼い主／土地所有者  
ごみの散乱防止、適切な処理、施策への協力

【重点区域の指定】

ごみ・ふんごいの散乱防止施策の重点実施

指定基準未整備

【特別保護区域の指定】

禁止行為の規定、保全施策の重点実施

指定基準未整備

【環境保護団体の認定】

区域内での環境保護推進  
禁止行為の監視・指導・啓発

認定基準未整備

【財政的支援】

対象1団体  
団体が行うパトロール、指導、啓発

既存活動用の交付要綱有

【罰則等規定】

ポイ捨て回収命令、氏名等公表

適用実績なし

【審議会の設置】

調査・審議 / 答申・提案

環境基本計画

環境基本計画推進委員会

別 枠

## 改 正 版

- 現状と実態に合わせ、H28年度、全部改正を行う
- 環境基本計画を包含し、分野体系的に政策を位置付ける

【目的】美しいふるさとづくり、環境との共生  
豊かな自然環境保全／持続可能なまちづくり

【責務】自然的保護と社会的活用の共生

市／事業者／市民等／土地所有者等  
計画策定、負荷低減措置、施策への協力、理解

市【施策策定】環境基本計画  
総合的かつ計画的な推進、財政上の措置努力

【共生推進地域の指定】

美化・啓発・体験の各活動を自主計画化

地域指定で主体的共生！

【特別保護区域の指定】

市・主体の管理区域には、監視・指導権限  
保護と活用の推進

【活動推進主体の認定】

主体性付与、各活動への支援

【財産権の尊重・関係法令の適用】

国土、公益、上位法令等との整合  
運用上の区別調整

【審議会の設置】

調査・審議 / 答申

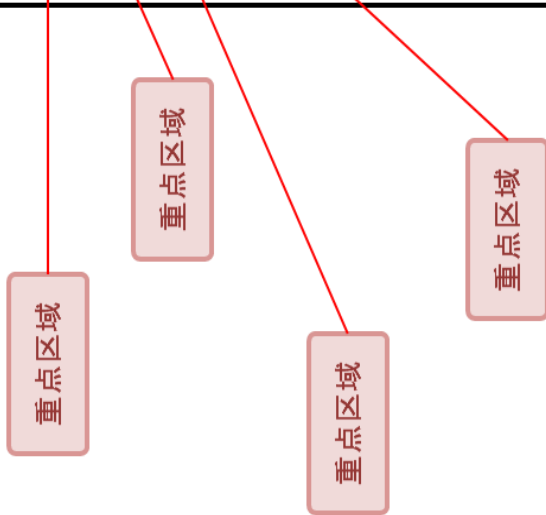
実行計画の策定調整、進捗管理

# 地域・区域の指定に係る考え方の整理

A

## 現行条例

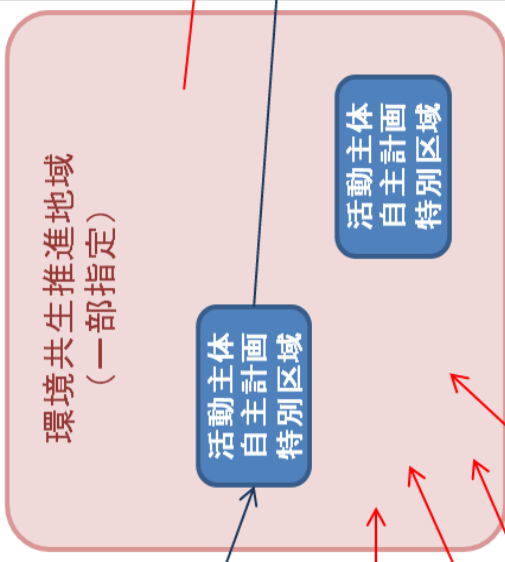
京丹後市域



B

## 検討改正案

京丹後市域



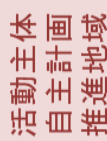
順次 地域拡大  
(指定根拠が必要)

C

## 最終改正案

京丹後市域

環境共生推進地域  
(事前指定なし)



- 推進地域の前提なし
- 主体の活動をもって推進する前提
- 主体の計画承認で推進地域指定
- 市管理権限区域は特別保護区域指定
- 禁止行為の設定、監視・指導が可
- 現行の「重点区域」は解除となる



## 条例改正で指定する地域・区域の規定事項 区分比較表

規定する対象	適用条件	環境の特質 指定根拠の例	指定対象の適用範囲 (場所の例)	行為	市長の権限
1 (第7条) 「 <u>地域社会全般</u> 」	無条件	何人も 全市対象 (対社会)	市内全域公共の場所 公園、海水浴場、道路等 市、市民、事業者、 所有者の責任区域	・実践努力 清潔な生活環境の確保 (ごみ散乱、汚さない努力) 清潔保持努力、糞処理)	立入検査
2 (第9条) 環境共生自主計画 ＝ (第11条) 「 <u>環境共生推進地域</u> 」	自主計画の 市長承認	①鳴り砂海岸 ②天然ブナ林 ③ジオパーク ④府最大の湖	①琴引浜含む周辺地域 ②旧内山集落含む周辺地域 ③立岩含む周辺地域 ④離湖公園周辺地域	自主計画に基づき推進 主体による美化、啓発、 体験活動の実施 抑止行為の指定	立入検査 活動支援 (啓発・体験活動) ※美化のみはNG
3 (第12条) 「 <u>特別保護区域</u> 」	市長承認 (計画内へ の特別保護 区域の記載)	市、又は 推進主体の 管理権限区域	①琴引浜1.8km (海岸法・市管理区域) ②内山ブナハウス区域 ③管理駐車場、公園 ④市管理公園	禁止行為を告示 主体による監視活動 が可能	立入検査 違反者指導 活動支援 (監視パトロール)

推進地域と  
同時承認、同時告示

当該区域を含む自治会の同意が必要

条例「環境共生自主計画の承認」の対象地域に規定

- (1) 地質若しくは地形が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- (2) 保全すべきと認められる天然植生の状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- (3) 生存する希少動植物を良好に育む環境を維持している状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

### 第3 改正案 主要規定の説明

#### ●目的 第1条

この条例は、京丹後市の豊かで美しい環境の保全と持続可能なまちづくりの推進並びに取組を通じた地球環境との共生のために必要な事項を定め、もって美しい自然環境を次代に継承するまちづくりを推進することを目的とする。

○京丹後市の自然環境に暮らす私たちにとっては、恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、誇るべき財産として保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

○一人ひとりが環境の有限性を深く認識し、環境に接する全ての者の参加と協働によって私たちの行動及び活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められている。

○この認識に基づき、私たち京丹後市民と関係する全ての人が協力し合い、役割を分かち合いながら、美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくりに努めなければならない。

#### ●市の責務 第3条

市は、環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策を策定し、計画の策定及び実施に当たっては、環境との調和並びに保全を考慮し、事業者、市民等が行うまちづくりを支援し、意識の啓発に努めるとともに、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進する。

#### ●市民等の責務 第4条

市民等は、環境への理解を深め、美化、啓発及び体験の各活動を通じ自主的かつ積極的な取組の実践に努める。

#### ●事業者の責務 第5条

事業者は、その事業活動において環境への影響を未然に防止し、必要な措置を講じるよう努める。

#### ●所有者等の責務 第6条

所有者等は、土地若しくは施設の清潔を保持し、環境の美化及び保全に努める。

●清潔な生活環境の確保 第7条

- ・何人も、みだりにごみ等を散乱してはならない。
- ・何人も、公共の場所公共の場所及び他人占有の土地・施設を汚さないように努めなければならない。
- ・飼養する動物が排出した糞は、回収し適切に処分しなければならない。

○市内生活環境の保全のため、全市民に対し「清潔な生活環境の確保」に努めていただく。

○容器入り食品・飲料等を販売する事業者は、その販売する場所に、回収設備を設けるなど、適正処理に協力する責務を有するものとする。

●環境基本計画 第8条

市長は、環境の保全及び持続可能なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を定める。

○市環境政策の分野にあつては、業務取扱上の優先順位が曖昧になりがちで執行への支障が懸念されるため、施策根拠と方針を明確に定め、目的達成に向けてこの確実な運用と実施に努める。

●環境共生自主計画 第9条

市長は、一定地域内における美化、啓発及び体験の各活動を定めた環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画を環境共生自主計画として承認する。

○自主計画は、保全すべき環境特性を含む地域を対象として、土地の区域、環境の特質、美化・啓発・体験の各活動、指導対象行為を定める。

○保全意識・行動の醸成、活動主体の育成が必要とされている。市民等による主体的かつ能動的な保護・保全活動が促進される体制づくりを考慮する。

○自主計画の承認を受けた計画策定者は、共生活動推進主体として認定し、計画に基づく美化・啓発・体験の各活動を主体的に実行する。

○市は、計画に基づく美化・啓発・体験活動の実施を支援する。

●環境共生推進地域 第11条

市長は、環境共生自主計画の承認地域を環境の保全及び持続可能なまちづくりを具体化する区域であって、社会的活用と自然的保護の共生が特に重要と認める区域として、環境共生推進地域に指定する。

○指定した際は、告示する。

○指定根拠となる承認計画の範囲を、美化、啓発、体験の各活動とし、「共生」が目的であることを明確化する。他の法令及び条例と規定の重複がないよう留意した運用とする。

なお、指定の際は、関係機関に対し意見の有無を確認する運用とする。

○市民からの意見や指定の意向を受けつつ、市民の主体性を活かし、順次拡充して行く運用とする。

●特別保護区域の指定 第12条

市長は、環境共生推進地域の指定を受けた区域のうち、市長、又は推進主体がその管理権限を有する区域であって、特に必要と認める区域を特別保護区域に指定できることとする。

○指定した際は告示する。

○特別保護区域である場合は、清潔の確保、当該区域における自主計画、及びこの規定の範囲内において、禁止行為に関する監視、指導の実施を推進主体に対して認める。

○市は、推進計画に基づく監視パトロール活動を支援する。

●審議会の設置 第18・19条

地方自治法第138条の4第3項及び環境基本法第44条の規定に基づく設置とする。

○環境の保全に関する基本的事項、環境基本計画の管理、推進地域・特別保護区域の指定のほか、地球温暖化緩和に資する対策・気候変動適応対策、環境資源・エネルギー活用等に係る必要事項の調査及び審議を所掌する。

## 第4（別記）

### 京丹後市美しいふるさとづくり条例（案）

京丹後市美しいふるさとづくり条例（平成16年京丹後市条例第162号）の全部を改正する。

京丹後市の海岸線は、一部港湾地域等を除き、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国立公園に指定されており、また、丹後半島の脊梁山地は、市内を縦断する幾多の清流の源となるなど、豊かで美しい自然環境を形成し、育んでいる。

この自然環境に暮らす私たちにとっては、恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、誇るべき財産として保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を有しており、一人ひとりが環境の有限性を深く認識し、環境に接する全ての者の参加と協働によって私たちの行動及び活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められている。

このような認識に基づき、私たち京丹後市民と関係する全ての人が協力し合い、役割を分かち合いながら、美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくりに努めなければならない。

この理念を遂行するために、本条例を制定するものである。

#### （目的）

第1条 この条例は、京丹後市の豊かで美しい環境の保全と持続可能なまちづくりの推進並びに取組を通じた地球環境との共生のために必要な事項を定め、もって美しい自然環境を次代に継承するまちづくりを推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 人の行動及び活動により、豊かで美しい京丹後市の自然を保護し、及び安全であるようにすることをいう。
- (2) 持続可能なまちづくり 環境と社会・経済の両立を図り、豊かで美しい自然環境を保全し、共生を保持し、これを次代に継承していくまちづくりをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- (5) 所有者等 市内に土地若しくは施設を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

- (6) 環境負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障要因となるおそれのあるものをいう。
- (7) 地球環境との共生 地球環境とは、人の活動により気候、海洋、生物、その他広範な環境に影響を与える事態に係る地球規模の環境のことをいい、地球環境との共生とは、これを保全し、相互に持続することをいう。
- (8) ごみ等の散乱 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において、容器、紙くず、たばこの吸い殻、飼養動物のふん及びこれらに類するものを廃棄し、放置し、又は汚す行為をいう。
- (9) 環境共生活動推進主体 第9条に定める環境共生自主計画(環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画をいう。以下同じ。)の承認を受け、当該計画に基づき、美化、啓発及び体験の各活動を通じた美しいふるさとづくりに資する事業を行う主体をいう。
- (10) 環境共生推進地域 第9条に定める環境共生自主計画の承認を受け、自然と社会との共生を推進する地域をいう。
- (11) 特別保護区域 環境共生推進地域のうち、特に自然を保護し、社会的活用の促進を図るべき土地の区域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、全ての施策、計画の策定及び実施に当たっては、環境との調和並びに保全について十分考慮しなければならない。
- 3 市は、事業者、市民等が行う環境の保全及び持続可能なまちづくりに関し、その区域の自然的社会的条件に応じた支援に努めなければならない。
- 4 市は、市内の環境の保全及び持続可能なまちづくりに関し、市民等、事業者及び所有者等の意識の啓発に努めなければならない。
- 5 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境との共生に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、環境に関する理解を深め、美化、啓発及び体験の各活動を通じ自主的かつ積極的な取組の実践に努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への影響を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、市内においてその所有し、占有し、又は管理する土地若しくは施設の清潔を保持し、環境の美化及び保全に努めなければならない。

2 所有者等は、市が実施する環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(清潔な生活環境の確保)

第7条 何人も、みだりにごみ等を散乱してはならない。

2 何人も、道路、河川、海岸、湖沼、公園その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地若しくは施設を汚さないように努めなければならない。

3 動物を飼養し、又は管理する者は、その飼養し、若しくは管理する動物が道路その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地若しくは施設において排出したふんを回収し、この適切な処分に努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び持続可能なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、環境基本計画の策定又は改定に当たっては、あらかじめ第18条に規定する美しいふるさとづくり審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(環境共生自主計画の承認)

第9条 市長は、一定地域内において美化、啓発及び体験の各活動を行おうとする者の定めた環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画を、これを適正と認める場合には環境共生自主計画（以下、「自主計画」という。）として承認する。この場合において、一定地域は次の各号いずれかの地域を対象とするものとする。

- (1) 地質若しくは地形が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- (2) 保全すべきと認められる天然植生の状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- (3) 生存する希少動植物を良好に育む環境を維持している状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

2 自主計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 土地の区域に関する事項
- (2) 環境の特質、環境の保全に関する基本的な事項
- (3) 美化、啓発並びに体験の各活動、及び事業に関する事項
- (4) 環境の保全のため、禁止、又は抑制することが適当であると認められる行為

3 市長は、自主計画を承認したときは、当該計画の申請者を環境共生活動推進主体（以下、「推進主体」という。）に認定する。

4 市長は、自主計画に基づく活動が実施される場合にあっては、予算の範囲内において、推進主体に対して実施に要する費用の一部を補助することができる。

（承認等の取消し）

第10条 市長は、前条第1項の承認を受けた推進主体が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認及び前条第3項の認定を取り消すことができる。

- (1) 自主計画に従って事業を行っていないと認めるとき。
- (2) 自主計画に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができなくなると認めるとき。
- (3) 偽りその他の不正の手段により自主計画の承認を得たと認めるとき。
- (4) 自主計画の実施に関し必要な報告を行っていない、又は虚偽の報告を行ったと認めるとき。

（環境共生推進地域の指定）

第11条 市長は、この条例の目的を達成するため、第9条第1項の計画によって承認された地域を、環境の保全及び持続可能なまちづくりを具体化する区域であって、社会的活用と自然的保護の共生が特に重要と認める区域として、環境共生推進地域（以下、「推進地域」という。）に指定する。

2 市長は、前項の規定により推進地域を指定し、又は変更若しくは解除したときは、その区域等を告示しなければならない。



(特別保護区域の指定)

第12条 市長は、前条第1項の指定を受けた地域のうち、市長、又は推進主体がその管理権限を有する区域であつて、特に重要な自然環境を保護する必要があると認める区域を特別保護区域に指定できるものとする。

2 市長は、特別保護区域において、この規定及び当該区域における自主計画の範囲内において、禁止行為に関する監視、指導を推進主体に対して認めるものとする。

3 第11条第2項の規定は、特別保護区域について準用する。この場合において、「推進地域」とあるのは「特別保護区域」と読み替える。

(財産権等の尊重)

第13条 環境の保全及び持続可能なまちづくりに当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(立入検査等)

第14条 市長は、第7条及び第9条第2項第4号の規定に関し、必要な限度において、区域に立ち入り、状況を検査し、影響を調査し、又は関係人に対する指示を行うことができる。

(指導)

第15条 市長は、特別保護区域内において、第7条及び第9条第2項第4号の規定に違反する行為を行う者に対し、行為の禁止を指導することができる。

(関係法令等の適用)

第16条 市は、この条例において行う承認、又は必要となる措置を認めるときは、この条例の規定のほか、関係する法令及び条例に基づき、これを準用、又は適用するものとする。

(地球環境保全)

第17条 市、事業者及び市民は、それぞれの役割に応じ、かつ、相互に連携して地球環境の保全に資する行動に努めなければならない。

(審議会の設置)

第18条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、京丹後市美しいふるさとづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議会の所掌事務)

第19条 審議会は、この条例に基づく環境の保全に関する基本的事項、環境基本計画の管理、自主計画の承認、推進地域・特別保護区域の指定のほか、地球温暖化緩和に資する対策・気候変動適応対策、環境資源・エネルギー活用等について、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査及び審議する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(審議会の組織等)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、環境共生活動における推進の主体に属さない者であって、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 第5（別記）

### 京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則（案）

京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則（平成16年京丹後市規則第123号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、京丹後市美しいふるさとづくり条例（平成29年京丹後市条例第●●号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（環境共生自主計画）

第3条 条例第9条第1項の規定による環境共生自主計画（以下、「自主計画」という。）の承認を受けようとする主体は、様式第1号による申請書に自主計画を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、自主計画に掲げる地域は、同条第2項第3号に掲げる活動の伴う地域に該当するものとする。

2 前項の申請は、地域内又は同地域に近接する場所に活動の拠点をもつ申請主体が、申請地域の属する自治会の同意を得た上で行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する自主計画の承認又は不承認を決定したときは、承認決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（自主計画の変更等の届出）

第4条 自主計画の変更及び解除は、変更申請書（様式第3号）により行うものとする。

（自主計画の執行期間）

第5条 自主計画の執行期間は、承認日の属する年度から翌年度の末日までとする。

（環境共生活動推進主体の認定）

第6条 市長は、条例第9条第3項に規定する承認を行ったときは、当該申請者を環境共生活動推進主体（以下、「推進主体」という。）に認定し、認定証（様式第4号）を交付する。

2 市長は、前項の規定により認定を受けた推進主体に対し、身分を証する証明書（様式第5号）を付与するものとする。

3 前項に規定する推進主体が活動を行うときは、証明書（様式第5号）を携帯しなければならない。

(推進主体の変更等の申請)

第7条 条例第9条の承認を受けた自主計画を有する推進主体は、主体変更に係るものについては様式第6号による申請書によって、廃止に係るものについては様式第7号による申請書によって行わなければならない。

(環境共生推進地域)

第8条 条例第11条で定める環境共生推進地域(以下、「推進地域」という。)は、当該各号を勘案して指定する。この場合において、対象地域は市内に限るものとする。

- (1) 自然環境の特性、及び保全の状態
- (2) 社会的活用と自然的保護に関する行動計画
- (3) 自治会の同意等、地元地域との協働の状況

(指定の告示)

第9条 条例第11条第2項(条例第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について市役所の掲示場に掲示してこれを行うものとする。

- (1) 推進地域の名称
- (2) 推進地域(区域の変更又は解除する場合にあっては、当該変更又は解除に係る部分)に含まれる土地の区域
- (3) 抑制対象とする行為(条例第12条第3項において準用する場合は禁止行為。)

2 前項の規定は、自主計画の変更及び解除について準用する。

3 推進地域には、様式第8号による表示板を設置する。

(特別保護区域)

第10条 市長は、条例第12条の規定に基づく特別保護区域の指定においては、条例第7条及び第9条第2項第4号の規定に基づき禁止行為を付すものとする。

(推進主体の権限等)

第11条 推進主体に認める条例第12条第2項の規定による指導の範囲は、当該各号によるものとする。

- (1) 条例第7条の規定に違反する行為
- (2) 条例第9条第2項第4号の規定により自主計画に基づき禁止行為に付せられた条件に違反する行為
- (3) その他、環境保護のため市長が特に必要と認める行為

(状況確認の義務等)

第12条 特別保護区域に付された禁止行為等に係る条例第12条第2項の規定に基づく監視、指導に当たっては、確認項目、状況、時間、確認者等を記録した監視指導記録表(様式第9号)により行うものとし、推進主体はこれを3年間保存しなければならない。

2 緊急時若しくは随時の報告にあつては、口頭でもって足るものとする。

(財政的支援)

第13条 条例第9条第4項に規定する財政的支援は、条例及びこの規則に定める活動に要する経費を対象とし、手続等については別に定める。

(指導)

第14条 条例第15条の規定による指導は、書面をもって行うものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第15条 条例第18条に規定する審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第16条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。